

自立支援協議会 資料

グループホームにおける重度障害者受入促進事業について

令和5年3月1日

健康福祉部 福祉事務所 障害企画課

【事業概要】

重度障害者の地域での受け入れが喫緊の課題であるため、グループホームにおけるマンパワー不足への対応と事業所への現行補助制度の見直しによるソフト・ハード両面での支援を行う。

ニーズ・目的	<p>○事業者への現行補助制度では、軽度・中度障害者を対象とした新規開設が大半である (定員割れの事業者も多い)。</p> <p>○重度障害者のグループホームの新たな開設、受け入れ拡大が必要。 (参考)</p> <p>◆支援区分毎の住居数目標値 (R4 年度) : 軽度 18 住居、中度 40 住居、重度 39 住居</p> <p>◆実際の住居数 (R4 年 12 月時点) : 軽度 16 住居、中度 40 住居、重度 33 住居</p>
拡充・変更 の内容	<p>①障害者福祉サービス就職支援センター (無料職業紹介事業所) の設置</p> <p>②枚方市グループホーム世話人養成及び確保・定着支援補助金の拡充</p> <p>③現行のグループホーム運営支援補助金の見直し</p> <p>④グループホーム新規開設補助金の対象費用の見直し</p>
事業効果	<p>○重度障害者の受け入れの増加に繋がる。</p>

現状：軽度・中度・重度受入施設のいずれも『世話人の人材不足』が課題であるものの、軽度・中度に比べて重度受入施設については、日中活動に通所されている時間帯以外、食事の介助や急な発作等への対応が必要であり、世話人等を常時配置している事業所が大半である。

●軽度・中度の場合（スポットで世話人等を配置）

時間帯	0～7	7～9	9～16	16～21	21～24
世話人配置	—	世話人あり	—	世話人あり	—

●重度の場合（平日/昼間の通所時間帯以外は世話人等を配置）

時間帯	0～7	7～9	9～16	16～21	21～24
世話人配置	世話人あり	世話人あり	—	世話人あり	世話人あり

●重度の場合（休日及び高齢化・重症化により平日昼間もグルホに滞在する場合/常時世話人を配置）

時間帯	0～7	7～9	9～16	16～21	21～24
世話人配置	世話人あり	世話人あり	世話人あり	世話人あり	世話人あり

サウンディング調査より、特に赤丸部分の人材不足への対応が急務である。

①障害者福祉サービス就職支援センター（無料職業紹介事業所）を設置

課題	<p>（事業所へのサウンディングより）</p> <ul style="list-style-type: none">・ <u>世話人の人材不足（育成・養成及び確保・定着）</u>・ <u>求人に対してなかなか応募がない</u>
対応策	<ul style="list-style-type: none">・ 市内の障害者グループホームにおける世話人等の人材確保を目的とした障害者福祉サービス就職支援センター（無料職業紹介事業所）の機能を設け、就職希望者とグループホームの求人とのマッチングを行う。・ マッチングについては、特に人材が不足している<u>重度受入施設からの求人数が大半であるため、 重度受入施設をメインに軽度・中度受入施設も含めて対応する。</u>・ 外出控えにより仕事が減少したガイドヘルパー従事者の、福祉職への繋ぎとめの機能も期待。・ 再就職への不安や迷いなどについても相談を行ったうえで、事業所への面接等に繋いでいく。
対象者	グループホーム世話人養成研修の修了者 及び 一定の実務経験を有するガイドヘルパー資格者

②枚方市グループホーム世話人養成及び確保・定着支援補助金の拡充

	新（改正後）案	旧（現行）
対象	研修修了者及び一定の実務経験を有するガイドヘルパー資格者で、無料職業紹介所を通じ、市内グループホームに就職し、6か月および1年間継続して就労した者	研修修了後、市内グループホームに就職し年度末および翌年度末まで継続して就労した者
補助額	受講料の半額補助 : 1,000 円 6か月の継続就労時 : 20,000 円 1年間の継続就労時 : 40,000 円 ※研修時期に左右されない支給要件に変更することにより、世話人の離職防止を図る。	受講料の半額補助 : 1,000 円 研修受講年度末までの継続就労時 : 20,000 円 研修受講の翌年度末までの継続就労時 : 40,000 円 ※R3年度においては、コロナ禍における実習の受け入れ控えにより研修が年度末にずれ込んだ影響により、補助金の給付実績は無かった。
予算	事業費総額：1,400,000 円 【積算】 20人×1,000円（受講料半額）+23人×60,000円 ※研修定員20人+職業紹介所でのガイドヘルパーの求職3件を見込む（財源については福祉基金を活用）	事業費総額：610,000 円 【積算】 10人×<1,000（受講料半額）+20,000+40,000>円 ※10人は現行の研修定員（財源については福祉基金を活用）

③「グループホーム運営支援補助金」の見直し

課題	<p>(重度受入施設における)</p> <p><u>夜間及び休日のマンパワーの不足</u></p> <p>※指定基準の人員だけでは重度障害者の対応が困難なため、</p> <p>日中支援や夜間の常駐加配等が必要だが、人材が不足している。</p>
対応策	<p>重度障害者（支援区分5・6）への夜間及び休日のホーム内での支援のため、ガイドヘルパー等を世話人として新たに雇用するための費用を補助する。</p> <p>※現行の「グループホーム運営支援補助金」の見直しを行うもの。</p> <p>令和5年度は経過措置とし、令和6年度より新制度への切り替えを行う。</p>

国の介護報酬改定による介護・障害福祉職員の処遇改善の現状

概ね3年に一度介護報酬改定を実施（令和3年度に実施済）。

また直近では、令和4年10月に物価高騰等の影響により臨時の報酬改定が実施されており、朝食・夕食時の食事介助のみ世話人をスポット配置している軽度・中度受入施設においては、十分に事業運用可能な改定が図られている。

制度概要

※令和5年度については、経過措置のため旧制度と新制度を並行して実施し、

令和6年度より新制度への切り替えを行う。

<p>旧案 (現行)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・対象 本市障害者の受け入れに対し、生活支援員が巡回するなどにより支援を行う市内グループホーム ・補助額 <ul style="list-style-type: none"> ① 身体障害者手帳総合等級1、2級 ② 療育手帳A判定(重度) 500円/日 ③ 精神障害者保健福祉手帳1級 ④重症心身障害者(身体障害者《肢体》1、2級と療育手帳A判定) 900円/日 ⑤上記①～④以外の障害者 100円/日 ・予算 <u>33,150,000円</u>
<p>新案 (改正後)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・対象 <u>支援区分5・6の本市重度障害者が全入居者の8割以上で、</u> 常駐により夜間及び休日の支援を行う市内グループホーム ・補助額 開設日1日当たり5,000円を上限 ・予算 <u>36,000,000円</u> 5,000円/日×30日×12か月×20施設(※)＝36,000,000円 (※) 既存施設(重度障害者《障害支援区分5以上》の受け入れが8割を超える18施設) ＋新規対象施設(2施設程度想定)＝20施設

④グループホーム新規開設補助金の対象費用の見直し

<p>旧案 (現行)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・対象事業所（支援区分に関わらず）市内にグループホームを新規開設、またはグループホームの定員を増加するために増設をする事業所 ・補助金額 <u>事業費総額：10,800 千円</u> <ul style="list-style-type: none"> ①新規開設 上限 1,200 千円 ②増設 上限 300 千円（当該増設により増加する定員1名あたり） ・対象経費 ●不動産物件の買上げ又は借上げ ●バリアフリー化等の改修 ●自動火災警報装置等の消防設備の設置 ●共用電化製品の購入
<p>新案 (改正後)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・対象事業所 <u>（重度障害者の受け入れに伴い）</u>市内にグループホームを新規開設、または既存施設の改修を行う事業所 ・補助金額 <u>事業費総額：15,750 千円</u> <ul style="list-style-type: none"> 新規開設・増設 上限 2,250 千円（経費補助基本額 3,000 千円のうち市 3/4、事業者 1/4） ・対象経費 ●区分 4 以上の障害者の受け入れに際しバリアフリー工事等の住居改造等に係る経費 ●入居定員に対し区分 4 以上の障害者が 80%以上かつ本市障害者が 75%以上のグループホームにおいて、スプリンクラーを設置若しくはスプリンクラーが設置可能な物件への転居費用